

成田国際空港株式会社新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制（第6条－第13条）

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項（第14条－第17条）

第4章 その他（第18条－第19条）

附則

第1章 総則

（計画の目的）

第1条 この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

（基本方針）

第2条 会社は、特措法その他の法令、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）、国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画（平成20年3月25日制定）及び本計画に基づき、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、会社の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

なお、対応にあたっては、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めることとする。

（計画の運用）

第3条 新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動等に与える影響は、病原体の病原性や感染症等に左右されるものであり、現時点で正確に予測することは難しい。このため、政府行動計画においても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオを想定しているものであるが、本計画においては、職員の最大40%の欠勤を想定することとする。

（用語の定義）

第4条 この計画において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

（1）新型インフルエンザ等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。

以下「感染症法」という。)第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。

(2) 新型インフルエンザ等対策

特措法第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部(以下「政府対策本部」という。)が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

(3) 新型インフルエンザ等緊急事態措置

特措法第32条第1項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第5項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置をいう。

(発生段階毎の行動)

第5条 政府行動計画においては、各発生段階が具体的に想定するフェーズを以下の表のとおりとしている。準備期・初動期・対応期の各段階で想定される状況を念頭に置き、具体的な行動について定めておくこととする。

表 政府行動計画による新型インフルエンザ等の発生段階

発生段階	状態
準備期	新型インフルエンザ等の発生前の段階
初動期	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて特措法第18条第1項に規定する基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの段階
対応期	基本的対処方針が実行されて以降、封じ込めを念頭に対応する時期や、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期を経て、特措法によらない基本的な感染症対策に移行するまでの段階

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(対策本部の設置)

第6条 社長は、内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる政府対策本部(対策本部長内閣総理大臣)の設置が公示され、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置さ

れた場合は、新型インフルエンザ等に対する会社の対応を協議するため、緊急対策本部を設置する。

2 社長は、前項の規定に関わらず、必要があると認める場合は、緊急対策本部、対策本部及び調整本部（以下「対策本部等」という。）の設置を指示することができる。

（対策本部等の長等）

第7条 対策本部等の長及び副本部長は、別表のとおりとする。

2 対策本部等の長に事故があるときは副本部長が、双方に事故あるときは対策本部等の長が指名する本部員がその職務を代行する。

（構成員）

第8条 対策本部等の構成員は、別表のとおりとする。

（事務局）

第9条 対策本部等の事務局は、別表のとおりとする。

（対策本部等の任務）

第10条 対策本部等の長、副本部長、事務局及びその他対策本部等の構成員（以下「本部員」という。）の任務は次のとおりとする。

（1）対策本部等の長は、対策本部等を総括する。

（2）対策本部等の副本部長は、対策本部等の長を補佐する。

（3）事務局は対策本部等の運営を総括する。

（4）本部員は、対策本部等における決定事項を実施し、その状況等を対策本部等に報告する。

（情報収集及び共有体制）

第11条 会社は、平素から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団体から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に社員に周知する体制を確保する。

（対策本部等の解散）

第12条 緊急対策副本部長は、政府対策本部の廃止が国会に報告された場合には、緊急対策本部を解散する。

2 対策本部等の長は、第5条第2項の規定に基づき対策本部等を設置した場合であっても、対策本部等で協議する必要があると判断した時は、対策本部等を解散する。

3 対策本部等が解散された後において、新型インフルエンザ等への対応に関し協議する必要が生じた場合は、オペレーションセンターが関係機関と協議する。

（関係機関との連携）

第13条 会社は、平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ等対策業務」という。）を実施するうえで不可欠となる関係機関等と発生時における連携等について協議する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

（業務内容）

第14条 会社は、国からの要請に基づき、空港検疫所等が実施する水際対策等の新型インフルエンザ等対策業務が適切に実施できるよう協力する。

2 会社は、第2条で示す期間において、新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施するとともに、関係機関等とも調整のうえ、空港機能の維持に必要となる以下の業務の継続に努める。

- （1）滑走路、誘導路、エプロン及び航空灯火施設等の維持管理及び運用業務
- （2）ランプコントロール及びスポット管理業務
- （3）ライフライン（電力、冷暖房、上下水及び航空機燃料供給施設等）の維持管理及び運用業務
- （4）航空保安・警備・消防及び防災業務
- （5）空港のオペレーション業務
- （6）前各号に掲げる業務のほか、航空旅客及び貨物の取扱いに関する業務

（人員計画）

第15条 会社は、第2条に示す期間において、前条第1項の業務については、適切な実施体制の確保に努める。

2 会社は、前条第2項の業務については、第3条の想定による社員の出勤率が低下した場合に備え、当該業務に従事した経験のある社員又は当該業務を主管する部署の社員を代替要員として優先的に配置できる体制等を整備する。

3 会社は、新型インフルエンザ等対策業務の実施に当たり、関係会社及び外部委託事業者に対し、必要な体制の確保に努めるよう要請する。

（感染症対策の検討及び実施）

第16条 会社は、対策本部等を設置した場合、必要に応じて、社員に対してマスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自動車等の活用及び不要不急の外出の抑制等を指示するほか、空港内企業等に対して同様の感染症対策の呼びかけを行うものとする。

2 会社は、対策本部等を設置した場合、必要に応じて、空港利用者に対して、マスク着用等の呼びかけに努める。

3 会社は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、職員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる社員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推奨

等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をする。

4 会社は、前3項のほか、感染症対策として必要な措置を行うものとする。

（感染症対策物資等の備蓄等）

第17条 会社は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況の確認を行うものとする。

第4章 その他

（教育及び訓練の実施）

第18条 会社は、平素から正しい知識を習得し、社員へ周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するように努めるものとする。

2 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように配慮するものとする。

（計画の見直し）

第19条 会社は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、変更を行った場合は、軽微な変更である場合を除き、国土交通大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、千葉県知事等に通知するとともに、その要旨の公表を行う。

2 前項の計画の変更に当たり、必要があると認める場合は、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

附 則（平成26年3月20日成運総安1114号）

この計画は、平成26年3月20日から施行する。

附 則（令和2年7月22日成運才危第1018号）

この計画は、令和2年7月22日から施行する。

附 則（令和7年10月24日成運才危第1029号）

この計画は、令和7年10月24日から施行する。

別表（第7条―第10条関係）

対策本部等

	調整本部	対策本部	緊急対策本部
本部長	オペレーションセンター部長	空港運用部門長	社長
副本部長	本部長が指定する者	空港運用副部門長	副社長
本部員	関係部署長及び関係部署担当者	関係役員、関係部署長及び関係部署担当者	全役員、全部部署長及び関係部署担当者
事務局	オペレーションセンター	オペレーションセンター	オペレーションセンター